

国立国会図書館法の一部を改正する法律

(平成一四年三月三十一日法律第六号)(衆)

一、提案理由(平成一四年三月二六日・衆議院本会議)

鳩山邦夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

……………(略)……………

次に、国立国会図書館法の一部を改正する法律案ではありますが、本案は、国立国会図書館の中央の図書館に関西館を設置するとともに、電子ジャーナル等インターネットを通じて閲覧の提供を受けた情報に関する規定及び複写事務の委託に関する規定等を整備しようとするものであります。

両法律案は、本日議院運営委員会において起草し、提出したものであります。

何とぞ御賛同くださるようお願い申し上げます。

二、参議院議院運営委員長報告(平成一四年三月二九日)

山崎正昭君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

次に、国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、国立国会図書館の中央の図書館に関西館を設置するとともに、電子ジャーナル等インターネットを通じて閲覧の提供を受けた情報に関する規定及び複写事務の委託に関する規定等の整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。